



# 三重県公報

令和5年5月30日 (火)

第 417 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 )	2
<b>告 示</b>			
366	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 地 域 福 祉 課 )	2
367	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	3
368	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
369	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	4
370	特定計量器の定期検査の実施	( 計 量 検 定 所 )	4
<b>公 告</b>			
	令和5年第1回三重県財政状況の公表	( 財 政 課 )	5
	土地改良区役員の就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 同 )	5
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	7
	同件	( 同 )	8
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	8
	同件	( 同 )	8
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	8
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 税 務 企 画 課 )	9
	落札者を決定した旨	( デジタル戦略企画課 )	12
	随意契約の相手方を決定した旨	( 児童相談センター )	12
	一般競争入札を行う旨	( 教 育 委 員 会 )	12
<b>正 誤</b>			
	令和5年3月24日付け三重県公報号外	( 選 挙 管 理 委 員 会 )	16

**人事委規則**

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年五月三十日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第十一（第二十六条関係） 刑事作業手当等			別表第十一（第二十六条関係） 刑事作業手当等		
適用範囲	支給額		適用範囲	支給額	
一～四（略）	（略）		一～四（略）	（略）	
五 条例第三十四 条第一項に規 定する警察特 殊業務に従事 する者	1～4（略）	（略）	五 条例第三十四 条第一項に規 定する警察特 殊業務に従事 する者	5 条例第三十四 条第一項第四号	（略）
	5 条例第三十四 条第一項第四号	日額 一、一五〇 円		5 条例第三十四 条第一項第四号	日額 六四〇円 （天皇又は皇 后、上皇、上皇 太子妃、皇嗣若 しくは皇嗣妃の 側近警衛業務に 従事する場合そ の他人事委員会 が別に定める場 合にあつては、 日額 一、一五 〇円）
6～12（略）	（略）		6～12（略）	（略）	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

**告 示**

**三重県告示第 366 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の 名称	所在地	事業（サービ ス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年月日
				新	旧	
訪問看護リハス	四日市市尾平町	訪問看護	所在地	四日市市尾平町	四日市市智積町	令和 5 年

テーション春	1580-1 ロイヤルコート21 1F			1580-1 ロイヤルコート21 1F	5942	4月1日
訪問看護リハステーション春	四日市市尾平町1580-1 ロイヤルコート21 1F	介護予防訪問看護	所在地	四日市市尾平町1580-1 ロイヤルコート21 1F	四日市市智積町5942	令和5年4月1日
ダスキンヘルスレント松阪ステーション	松阪市宝塚町108-3 マツザカ第2ビル	福祉用具貸与	名称	ダスキンヘルスレント松阪ステーション	ダスキンヘルスレント三重南ステーション	令和5年4月1日
ダスキンヘルスレント松阪ステーション	松阪市宝塚町108-3 マツザカ第2ビル	特定福祉用具販売	名称	ダスキンヘルスレント松阪ステーション	ダスキンヘルスレント三重南ステーション	令和5年4月1日
ダスキンヘルスレント松阪ステーション	松阪市宝塚町108-3 マツザカ第2ビル	介護予防福祉用具貸与	名称	ダスキンヘルスレント松阪ステーション	ダスキンヘルスレント三重南ステーション	令和5年4月1日
ダスキンヘルスレント松阪ステーション	松阪市宝塚町108-3 マツザカ第2ビル	特定介護予防福祉用具販売	名称	ダスキンヘルスレント松阪ステーション	ダスキンヘルスレント三重南ステーション	令和5年4月1日
ふれあいの里くしだ	松阪市櫛田町647番地2	福祉用具貸与	所在地	松阪市櫛田町647番地2	松阪市辻原町97番地3	令和5年4月1日
ふれあいの里くしだ	松阪市櫛田町647番地2	特定福祉用具販売	所在地	松阪市櫛田町647番地2	松阪市辻原町97番地3	令和5年4月1日
ふれあいの里くしだ	松阪市櫛田町647番地2	介護予防福祉用具貸与	所在地	松阪市櫛田町647番地2	松阪市辻原町97番地3	令和5年4月1日
ふれあいの里くしだ	松阪市櫛田町647番地2	特定介護予防福祉用具販売	所在地	松阪市櫛田町647番地2	松阪市辻原町97番地3	令和5年4月1日
リハビリデイサービス笑楽	多気郡明和町明星971番地1	地域密着型通所介護	所在地	多気郡明和町明星971番地1	多気郡明和町大字金剛坂777番地21	令和4年9月26日
リハビリデイサービス笑楽	多気郡明和町明星971番地1	通所型サービス(独自)	所在地	多気郡明和町明星971番地1	多気郡明和町大字金剛坂777番地21	令和4年9月26日

三重県告示第367号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	廃止年月日
たかくら診療所	熊野市五郷町寺谷1061番地	居宅療養管理指導	令和5年4月4日
たかくら診療所	熊野市五郷町寺谷1061番地	介護予防居宅療養管理指導	令和5年4月4日

三重県告示第368号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護リハステーション春	四日市市尾平町1580-1 ロイヤルコート21 1F	訪問看護	所在地	四日市市尾平町1580-1 ロイヤルコート21 1F	四日市市智積町5942	令和5年4月1日
訪問看護リハステーション春	四日市市尾平町1580-1 ロイヤルコート21 1F	介護予防訪問看護	所在地	四日市市尾平町1580-1 ロイヤルコート21 1F	四日市市智積町5942	令和5年4月1日

ダスキンヘルスレント松阪ステーション	松阪市宝塚町108-3 マツザカ第2ビル	福祉用具貸与	名称	ダスキンヘルスレント松阪ステーション	ダスキンヘルスレント三重南ステーション	令和5年4月1日
ダスキンヘルスレント松阪ステーション	松阪市宝塚町108-3 マツザカ第2ビル	特定福祉用具販売	名称	ダスキンヘルスレント松阪ステーション	ダスキンヘルスレント三重南ステーション	令和5年4月1日
ダスキンヘルスレント松阪ステーション	松阪市宝塚町108-3 マツザカ第2ビル	介護予防福祉用具貸与	名称	ダスキンヘルスレント松阪ステーション	ダスキンヘルスレント三重南ステーション	令和5年4月1日
ダスキンヘルスレント松阪ステーション	松阪市宝塚町108-3 マツザカ第2ビル	特定介護予防福祉用具販売	名称	ダスキンヘルスレント松阪ステーション	ダスキンヘルスレント三重南ステーション	令和5年4月1日
ふれあいの里くしだ	松阪市櫛田町647番地2	福祉用具貸与	所在地	松阪市櫛田町 647番地2	松阪市辻原町 97番地3	令和5年4月1日
ふれあいの里くしだ	松阪市櫛田町647番地2	特定福祉用具販売	所在地	松阪市櫛田町 647番地2	松阪市辻原町 97番地3	令和5年4月1日
ふれあいの里くしだ	松阪市櫛田町647番地2	介護予防福祉用具貸与	所在地	松阪市櫛田町 647番地2	松阪市辻原町 97番地3	令和5年4月1日
ふれあいの里くしだ	松阪市櫛田町647番地2	特定介護予防福祉用具販売	所在地	松阪市櫛田町 647番地2	松阪市辻原町 97番地3	令和5年4月1日
リハビリデイサービス笑楽	多気郡明和町明星 971番地1	地域密着型通所介護	所在地	多気郡明和町明星 971番地1	多気郡明和町大字金剛坂 777番地21	令和4年9月26日
リハビリデイサービス笑楽	多気郡明和町明星 971番地1	通所型サービス(独自)	所在地	多気郡明和町明星 971番地1	多気郡明和町大字金剛坂 777番地21	令和4年9月26日

三重県告示第 369 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
たかくら診療所	熊野市五郷町寺谷 1061番地	居宅療養管理指導	令和5年4月4日
たかくら診療所	熊野市五郷町寺谷 1061番地	介護予防居宅療養管理指導	令和5年4月4日

三重県告示第 370 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三重郡、亀山市及び鈴鹿市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量500kgを超えるはかりを除く。）。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

実施の期日		実施の場所
令和5年7月4日（火）	午前10時30分から午後2時30分まで	朝日町役場
令和5年7月5日（水）	午前10時30分から午後3時まで	川越町役場（1階 公用車等駐車場）
令和5年7月6日（木）	午前10時30分から午後2時30分まで	菰野町役場 竹永地区コミュニティセンター
令和5年7月7日（金）	午前10時30分から午後2時30分まで	菰野町役場 菰野地区コミュニティセンター
令和5年7月18日（火）	午前11時から午後2時まで	亀山市役所（亀山市職員会館地下駐車場）
令和5年7月19日（水）	午前11時から午後2時まで	亀山市関文化交流センター

令和5年7月20日(木)	午前10時から 午後3時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター
令和5年7月21日(金)	午前10時から 午後3時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター

公 告

令和5年第1回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

漕代土地改良区(松阪市早馬瀬町86番地2)

就任監事

松阪市高木町33番地

田中隆幸

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

須賀井土地改良区(松阪市嬉野権現前町423番地2)

退任理事

松阪市嬉野津屋城町803番地1

〃 嬉野須賀町885番地

〃 嬉野須賀領町108番地

〃 嬉野田村町358番地4

〃 嬉野権現前町803番地2

〃 嬉野須賀町763番地1

〃 嬉野川北町1382番地

鈴木修

中西勲

村口喜良

福山秀樹

田中豊

坪井敏

和保長三

退任監事

松阪市嬉野中川町1206番地

〃 嬉野津屋城町829番地

〃 嬉野新屋庄町51番地

荒井雄一

鈴木俊彦

前田昭明

就任理事

松阪市嬉野津屋城町803番地1

〃 嬉野須賀町885番地

〃 嬉野須賀領町55番地

〃 嬉野田村町358番地4

〃 嬉野権現前町796番地

〃 嬉野須賀町763番地1

〃 嬉野川北町1221番地

鈴木修

中西勲

水谷嘉弘

福山秀樹

宮林章夫

坪井敏

和保周郎

就任監事

松阪市嬉野中川町639番地

田川好平

松阪市嬉野津屋城町 794 番地 3  
 " 嬉野新屋庄町 51 番地

鈴木 信 好  
 前 田 昭 明

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

片野土地改良区（多気郡多気町片野 1250 番地）

退任理事

多気郡多気町片野 214 番地 1  
 " " " 450 番地 1  
 " " " 305 番地 3  
 " " " 210 番地 6  
 " " " 322 番地

野 呂 信 佳  
 上 出 正  
 深 田 勇 美  
 野 呂 義 男  
 深 田 節 雄

退任監事

多気郡多気町片野 76 番地 3  
 " " " 81 番地 83

野 呂 元 士  
 辻 和 彦

就任理事

多気郡多気町片野 214 番地 1  
 " " " 305 番地 3  
 " " " 210 番地 6  
 " " " 322 番地  
 " " " 1252 番地

野 呂 信 佳  
 深 田 勇 美  
 野 呂 義 男  
 深 田 節 雄  
 西 村 竜 次

就任監事

多気郡多気町片野 76 番地 3  
 " " " 81 番地 83

野 呂 元 士  
 辻 和 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

津田土地改良区（多気郡多気町丹生 1620 番地 3）

退任理事

多気郡多気町三疋田 220 番地  
 " " 四疋田 1299 番地 1

遠 村 亮 一  
 梅 村 齊

就任理事

多気郡多気町三疋田 248 番地  
 " " 四疋田 1288 番地 2

遠 正 弘  
 山 口 典 輝

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

勝田土地改良区（度会郡玉城町勝田 2864 番地）

退任理事

度会郡玉城町勝田 2740 番地  
 " " " 2864 番地  
 " " " 2797 番地  
 " " " 2829 番地  
 " " " 2743 番地 2

野 口 長 一  
 谷 口 和 也  
 青 木 悟  
 谷 口 浩 一  
 見 置 敦

度会郡玉城町勝田 2761 番地	藤川 健
"    "    岡出 63 番地	松田 清
"    "    勝田 4890 番地	小林 一雄
退任監事	
度会郡玉城町勝田 2774 番地	中西 元
"    "    "    2760 番地 2	乾 哲哉
就任理事	
度会郡玉城町勝田 2740 番地	野口 長一
"    "    "    2864 番地	谷口 和也
"    "    "    2797 番地	青木 悟
"    "    "    2829 番地	谷口 浩一
"    "    "    2743 番地 2	見置 敦
"    "    "    2761 番地	藤川 健
"    "    岡出 119 番地 3	松尾 保
"    "    勝田 4890 番地	小林 一雄
就任監事	
度会郡玉城町勝田 2774 番地	中西 元
"    "    "    2760 番地 2	乾 哲哉

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、伊勢北部土地改良区（伊勢市有滝町 2638 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、機殿土地改良区（松阪市六根町 775 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、須賀井土地改良区（松阪市嬉野権現前町 423 番地 2）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業湛水防除事業（小規模）千里地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 5 年 5 月 31 日から同年 6 月 27 日まで

## 3 縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業御浜地区（農業用排水施設整備）の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一見勝之

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和 5 年 5 月 31 日から同年 6 月 27 日まで

## 3 縦覧の場所

御浜町役場建設課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1）

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から通知がありました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一見勝之

## 1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

## 2 作業期間

令和 5 年 6 月 1 日から同年 12 月 20 日まで

## 3 作業地域

桑名市の一部、亀山市の一部、伊賀市の一部、桑名郡木曾岬町の一部、三重郡朝日町の一部及び同郡川越町の一部

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一見勝之

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和 5 年 6 月 1 日から同年 12 月 11 日まで

## 3 作業地域

桑名市下深谷部

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 5 月 17 日に終了した旨、伊賀市長から通知がありました。

令和 5 年 5 月 30 日

三重県知事 一見勝之



- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域  
伊賀市市部及び同市沖

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
三重県総合税システム検証用機器調達・構築・保守業務
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から令和11年10月31日（水）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務  
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年6月22日（木）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。  
なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
  - (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明書）」（所管税務署が過去6

月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
  - (4) 納入しようとする物品が調達説明書(仕様書)に示す仕様に適合することを証明する書類(様式「機能及び定価証明書」)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部総務課総務班 担当 野田  
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170
  - (2) 契約条項を示す場所  
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 891 番地  
三重県総務部税務企画課電算班 担当 井上  
電話 059-224-2397 ファクシミリ 059-224-3004
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から令和 5 年 7 月 11 日(火)まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知
    - ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 6 月 27 日(火) 17 時まで本システム上で通知を行います。
    - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 6 月 30 日(金)までに通知書を発送します。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 5 年 7 月 11 日(火) 15 時まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和 5 年 7 月 11 日(火) 15 時  
なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。  
送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県総務部総務課総務班  
案件名 三重県総合税システムの機器更新に係る機器賃貸借及び保守業務
  - (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和 5 年 7 月 11 日(火) 15 時 15 分  
場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部総務課総務班
  - (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

## (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

## (1) Subject Matter of the Contract :

The purchasing and maintenance of equipment for the Mie Prefectural Government's tax system.

## (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, July 11, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July 3, 2023 and 3:00 P.M. on Tuesday, July 11, 2023.

## (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Tuesday, July 11, 2023.

## (4) Managing Authority:

Taxation Planning Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture  
1-891 Sakae-machi, Tsu city, Mie, 514-0004, Japan  
TEL: 059-224-2397

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

1	特定役務の名称	三重県デジタル投資・セキュリティ管理支援業務委託
2	担当部局	津市広明町13番地 三重県総務部デジタル推進局デジタル戦略企画課
3	落札者決定日	令和5年4月25日
4	落札者	東京都江東区豊洲3丁目2番24号 I T b o o k株式会社 代表取締役 前 俊守
5	落札金額	入札価格 83,500,000円 契約金額 91,850,000円
6	決定手続	総合評価一般競争入札
7	入札公告日	令和5年3月3日

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

1	特定役務の名称	人工知能（A I）を活用した児童虐待対応支援システムサービス
2	担当部局	三重県津市一身田大古曾694-1 三重県児童相談センター 児童相談強化支援室
3	契約の相手方を決定した日	令和5年4月1日
4	契約の相手方	神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟713A号室 株式会社A i C A N 代表取締役 高岡 昂太
5	契約金額	52,417,200円（うち消費税及び地方消費税4,765,200円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年5月30日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
三重県立高等学校及び三重県立特別支援学校68校74施設で使用する電気  
(予定使用量)20,222,400kWh
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 使用期間  
令和5年10月1日（日）0時から令和6年9月30日（月）24時まで
  - (4) 履行場所

三重県立高等学校及び三重県立特別支援学校 68 校 74 施設（中部電力パワーグリッド株式会社が電気を供給する区域に存する県立学校）

- (5) 業種及び用途  
学校（学校所有の農場も含む。）
  - (6) 供給計画等  
調達説明書（仕様書）に示すとおりです。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
    - エ 令和5年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
    - オ 小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年6月26日（月）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (4) 令和5年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類  
なお、新たに令和5年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。
- 【提出部局】
- 三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班  
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016
- (5) 供給実績があることを証明する書類
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局学校経理・施設課県立学校経理・施設班 担当 林、加藤

電話 059-224-2955 ファクシミリ 059-224-3040 電子メール keirishi@pref.mie.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和5年7月11日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月6日（木）16時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月6日（木）16時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年7月11日（火）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年7月11日（火）14時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局学校経理・施設課県立学校経理・施設班

案件名 「三重県立高等学校及び三重県立特別支援学校 68校 74施設で使用する電気」入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年7月11日（火）14時30分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局学校経理・施設課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、ご留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第

75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 20,222,400kWh) to be used in Mie Prefectural High Schools and Mie Prefectural Special Needs Schools (68 schools 74 facilities).

#### (2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Sunday, October 1, 2023 to 12:00 P.M. on Monday, September 30, 2024

#### (3) Supply place:

Mie Prefectural High Schools and Mie Prefectural Special Needs Schools (68 schools 74 facilities).

#### (4) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, July 11, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Tuesday, July 11, 2023.

#### (5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Tuesday, July 11, 2023.

## (6) Managing Authority :

School Finance and Facilities Division, Board of Education, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2955

---

**正 誤**

ページ	行	誤	正
9	15	第 25 条の規定	第 25 条の規定
9	21	令和 5 年 4 年 1 日	令和 5 年 4 月 1 日



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---